

令和2年3月13日

【公開用】令和元年度 第6回 亶理町入札監視委員会 会議録

1 開催日時 令和2年2月17日(月)午後1時30分から4時00分まで

2 開催場所 亶理町役場 2階中会議室2(委員協議:相談室2A)

3 出席者

(1) 亶理町入札監視委員会委員

出席者 佐藤 英世 委員長(大学院教授)  
奥村 誠 委員(大学院教授)  
真田 昌行 委員(弁護士)  
阿部 純子 委員(税理士)

欠席 高橋雄一郎 委員(公認会計士)

(2) 説明員(説明のため出席者職員)

企画財政課新庁舎建設準備班長  
税務課長、課税班長  
都市建設課長、都市整備班長、都市整備班技師  
上下水道課長、施設班長、施設班副班長

(3) 事務局

企画財政課長、財務班長、財務班主幹、財務班主事

4 開催内容

(1) 開会の挨拶(亶理町入札監視委員会委員長)

(2) 入札及び契約手続きの運用状況等報告(企画財政課長)

(入札制度改革の概要・実施状況、令和2年1月末までの取組状況、辞退理由集計結果等)

(3) 事案審査(令和元年度上半期入札案件の中から抽出)

- ①令和元年度 亶理町評価替に伴う標準宅地の不動産鑑定評価業務【税務課】
- ②平成31年度 公共ゾーン敷地造成工事【企画財政課】
- ③令和元年度 荒浜雨水ポンプ場 自動除塵機設置工事【上下水道課】
- ④令和元年度 (復交)割山採取場盛土材切崩業務委託【都市建設課】
- ⑤令和元年度 (社総交)橋梁定期点検業務委託【都市建設課】

入札監視委員のみで審議案件について協議 ⇒ 今回は、意見具申無し

(4) 次回抽出担当委員の確認

(5) その他

(6) 閉会(次回開催:令和2年7月頃、対象範囲:令和元年度下半期入札分)

## 5 主な指摘事項等

- (1) 予定価格と契約金額に大きな乖離が生じないように努力する。
- (2) 公正な競争の促進という観点から、特定の業者に全て委託するという形ではなく、競争性を確保できるような入札のあり方、契約の仕方にもっていく。
- (3) 抽出担当委員の都合を最優先して会議を開催する。

### 以下、議事録

事務局 はじめに、本日配付いたしました資料について説明します。配布資料一覧は、委員の皆様事前に送付しました資料及び本日配付の資料一覧です。

**資料1**は、次第2番の「入札及び契約手続きの運用状況等報告」で使用する資料です。

**資料2**の、「第6回 亘理町入札監視委員会 案件抽出方針」は、次第3番の事案審査の時に使用する資料です。

**資料3**は、今回の審査対象、令和元年度上半期入札分の審議案件抽出用資料です。

各抽出案件の説明員として、各課の担当者が出席しております。

開会の前に、令和元年7月26日をもって退任されました太田和子委員に代わり、令和元年7月27日より委員に就任されました阿部純子委員のご紹介をさせていただきます。

～ 阿部純子委員紹介及び各委員自己紹介 ～

それでは、亘理町入札監視委員会条例第5条第2項の定めにより、会議成立の要件である、委員の過半数が出席しているため、会議の成立を確認いたしましたので、第6回亘理町入札監視委員会を開会します。

#### (1. 開会のあいさつ)

事務局 開会にあたりまして、委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

～ 委員長よりあいさつ ～

委員会 今まで仮庁舎で入札監視委員会をやってきましたが、新しい庁舎、非常に現代的な、しかも空間が非常に広くとられていて開放感がある建物になっているなど見させていただきました。職員の方々も心新たに、ここでの業務を一生懸命なさってくれるのではないかなと思います。震災からもうすぐ9年目を迎えようとしているところで、ようやくここまで復興という形になってきたと思います。新たに阿部委員も加わっていただきましたので、新たな気持ちで我々入札監視委員会の委員としての役割を果たしていきたいと考えております。入札監視委員会の目的というのは、ひとつには入札・契約業務に関する透明性の確保があります。これに加えて、公正な競争の促進という意味も持っております。とりわけこの2点に留意して、亘理町の入札業務の適正化に少しでも貢献できればと考えております。今後とも、よろしくお願いいたします。

#### (2. 入札及び契約手続きの運用状況等報告)

事務局 つづきまして、企画財政課長から入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行います。

事務局

次第2番目にあります入札及び契約手続きの運用状況等報告をさせていただきます。

入札制度改革の取組状況及び入札の執行状況報告ということで、1番目としまして入札制度改革の概要ということになりますが、公共工事の発注をめぐり、談合や贈賄など不正行為疑惑が後を絶たない状況であります。最近も多賀城市等で逮捕されたというところですが、亘理町においても同様の事件が発生し、入札に対する信頼性を損ねました。そのため、平成28年12月に入札制度改革に係る基本方針をとりまとめ、亘理町入札制度改革実施計画書を策定し、入札の透明性・競争性、そして公正性を向上させることを目的として、一連の入札制度改革に取り組んできました。

2番目の入札制度改革の実施状況ですが、令和元年度の取組とういことで、入札辞退理由について、「7. その他( )」としていたものを、「7. 他の理由( )」とし、辞退理由をしっかりと書いてもらうように変更しております。次に発注時期の調整、設定の仕方の検討ということで、発注時期、完成時期、工事内容(工種)等の確認により、同種の工事が多く重ならない様に、可能な限り分散させて発注するようしております。続きまして、最低制限価格を下回った場合の失格に対する一定範囲の救済策の検討ということで、亘理町でも実施している最低制限価格制度を導入している自治体で、最低制限価格を下回った場合の失格に対する救済策をとっている自治体はなく、制度上、最低制限価格を下回った場合は即失格となります。それとは別に、総合評価落札方式(低入札価格調査制度)を導入している自治体があり、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設け、この基準に基づいて算出した価格(低入札価格調査基準価格)を下回った場合には、履行の可能性についての調査を行い、履行の可能性が認められた場合には、それを下回った場合でも落札者とする制度となっております。最低制限価格と低入札価格調査基準価格の算定式については、中央公契連モデルの算定式を基に定めている自治体が多いようです。最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度を導入することで、第5回亘理町入札監視委員会でご指摘をいただいた一定範囲の救済策となり得ます。ただ、総合評価落札方式(低入札価格調査制度)ですが、施工過程内容を書類で提出したり、評価のポイントが多ければ多いほど提出書類が多くなる等、受注者側の負担が大きくなるというデメリットがあります。発注者側も、どのポイントで評価するのかというポイントがずれていると公平な判断ができなかったり、総合評価を実施する際には、必ず外部の学識経験者を2名以上入れた第三者委員会で客観性、透明性の高い落札者決定プロセスを経ることが義務付けられていることから、入札契約手続きの期間が長く、適正な工期の確保に影響するような内容となってしまいます。したがって、総合評価落札方式(低入札価格調査制度)の導入については、慎重に検討する必要があると考えております。そのようなことから、今のところは、亘理町では最低制限価格制度を継続していきたいと考えているところです。続きまして、苦情処理制度について、条例下のレベル、要綱、要領どちらが優先されるのか整理ということで、まず、亘理町入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要綱につきましては、1番から3番まであり、1番目として、一般競争入札において、当該入札の参加資格を有しないとされたことに対して不服がある場合、2番目として、指名競争入札において、当該入札に指名されなかったことに対して不服がある場合、3番目として、随意契約において、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある場合というのが、こちらの要綱で苦情処理の手続きを定めているものになります。一方、亘理町入札参加業者指名停止要領については、指名停止又は警告又は注意喚起を受けたことに対しての苦情ということになり、亘理町入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要綱と、亘理町入札参加業者指名停止要領は、対象となる苦情内容が違ふことから、どちらが優先ということにはならないということで検討し、まとめていることを報告させていただきます。続きまして、建設工事における最低制限価格の改定ということで、工事品質の確保やダンピング防止、また、建設業の育成・健全経営の維持等の観点から、

令和元年10月1日以降の公告及び指名通知する建設工事について、新しい最低制限価格算定式（算定式は非公表）を適用したことにより、緩和しております。

3番目の入札執行状況ですが、平成29年度から令和2年1月末までの工事等の入札関係の執行状況の表となっております。平成29年度から令和元年度と推移していく中で、復興事業の進捗に伴い件数については年々減少してきており、落札率も年々下がってきております。

続いて、入札区分ごとの入札執行状況を、令和2年1月末時点で工事、委託、物品、全体とまとめた表となっております。次の落札率一覧表ですが、平成30年度から令和元年度にかけての落札率一覧表となっております。それ以降、辞退理由の集計表、指名停止情報と掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

- 事務局 ただいまの報告に関しまして、ご質問はございませんか。
- 委員会 総合評価落札方式（低入札価格調査制度）は、第三者委員会で決めるというのは法律か何かの要件になっているのですか。
- 事務局 国のものを確認した限り、第三者委員会を開いて、2名以上の学識経験者を入れて決定していくと記載されております。
- 委員会 宮城県内の自治体で、この制度を導入している自治体はないのですか。
- 事務局 県や大きい市では導入しています。
- 委員会 最低制限価格の改定があり、多少緩やかになったというのは、価格を下げたということですか。
- 事務局 品質確保という観点や業者の育成ということで、最低制限価格を若干引き上げました。
- 委員会 総合評価落札方式（低入札価格調査制度）のデメリットがあげられていますが、メリットとデメリットを相互考慮した上で、どちらがベターな方針なのか考える必要があります。結論としては、デメリットの方が大きいから導入しないということになってはいますが、メリットも客観的に評価した上で決めるというのが合理的なやり方と思いますが、その辺については付け足して説明できることはありますか。
- 事務局 今後も導入しないというわけではなく、どういう形で進めるのがいいのか、これから検討していきたいと考えております。
- 委員会 今後の制度の実施状況等を見て、変更したりする可能性、余地は残されているということですね。最低制限価格を導入している自治体という件がありますが、この自治体というのは宮城県内の自治体ということですか。
- 事務局 全国的に最低制限価格制度を導入している自治体は、最低制限価格を下回った場合は即失格となっております。
- 委員会 国土交通省とかの中にガイドラインのようなものがあり、それに基づいてということですか。
- 事務局 地方自治法施行令第167条の10第2項で定められています。

- 委員会 国のガイドラインを根拠にしているのではなく、地方自治法施行令を根拠に判断しているということですね。
- 委員会 最低制限価格がそれぞれの入札で設定されているのですか。
- 委員会 今日の1番目の抽出案件も非常に低いですが、どういう場合に最低制限価格制度にできるのですか。
- 事務局 工事は全部です。
- 委員会 最低制限価格制度の規定を見ると、当該契約の内容に適合した履行を確保するために『特に』必要があると認めるときはとなっていますので、必ずというものではないということですね。
- 委員会 工事に最低制限価格を設定し、それ以外の委託等に設定していないのは、工事だと安く請け負われると品質が確保できない可能性があるということですか。
- 委員会 苦情処理制度について、制度を要綱で定めているということですが、条例とは言わなくても規則で定めるということが考えられます。要綱というのは、通常、行政の内部的な定めという位置付けだと思います。ただ、苦情を申し立てるのは市民の側、業者の側ですので、こういう制度が利用できるということを業者が知ることができることが一番重要だと思います。そういう観点からすると、正規の法・規範として条例、あるいは規則でこういう制度を作るという考えもあっていいのではないかと思います。
- 事務局 ホームページ等に掲載しているものもありますが、今後、明示できる部分にわかるように入れる形をとっていきたいと思います。
- 委員会 まず、苦情を申し立てる人に知らせる必要があります。そういう観点からすると、ホームページ等に掲載して周知を図るということはいいことだと思いますが、法的な観点から見ると、要綱の場合、苦情処理に対する回答に対し、苦情が受け入れられなかった時に、業者の方としてどのような対応ができるのかということが再度問題になります。要綱で決まっているということになると、基本的には法的手段に訴えることは中々できないという問題が生じます。制度を設けたことは非常に評価しますが、要綱でなければいけないのかという点に関して、検討してみる必要があると思います。それから確認ですが、この要綱で苦情の対象となるのが三つありますが、特に第1の一般競争入札において当該入札の参加資格を有しないとされたことに対して不服がある場合、苦情の申し立てができるとなっていますが、業者の場合はAランク、Bランク、Cランクというようにランク付けが一般的に行われますよね。ランクを決めたことに対して不服があるということで訴訟になった事例がありますが、ランク付けについての苦情は1番の対象に入るという理解でよろしいですか。
- 事務局 県の方ではランク付けはしておりますが、亶理町ではランク付けはしておりませんので、特に問題はないのかなと思います。
- 委員長 ランク付けをしていないとなると、資本力のあるところ、ないところ、あるいは技術力のあるところ、ないところということですか。
- 事務局 総合評定値という点数でやっています。後は、地域要件等の条件付けをします。

- 委員会 ランクは付けられないものの評価をするということは、なんらかの基準を作ることに繋がるので、名称は付いていないものの、そういうものになるのかなと思いますが、そういう観点から見た場合にも問題は生じませんか。
- 事務局 その点数についても、今までの実績等を見ながら判断しているので、今のところはそういう形の苦情はありません。
- 委員会 苦情が今まではないということですが、前提として業者にどれだけ周知されているかですね。
- 事務局 一般競争入札であれば、公告の段階でその条件を明示し、条件をクリアしている方を対象にするということにしております。
- 委員会 それに不服がある場合、苦情がある場合には、そういう制度があるということが連動して業者に周知されていないといけないので、やっていただければと思います。
- 事務局 併せてやっていきたいと思います。
- 委員会 工事品質の確保という目的で新しい最低制限価格算定式を適用したということですが、具体的に工事品質の確保等にどう繋がるのですか。
- 事務局 最低制限価格を引き上げたことにより、業者側は少しでも高い金額で落札できます。安く落札したことによるダンピング等、そういったことが緩和されると考えております。
- 事務局 他に質問等ございませんか。  
それでは、次第3番の事案審査、次第4番の次回抽出者の確認につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

### (3. 事案審査)

- 委員会 それでは、次第の3、事案審査に入らせていただきたいと思います。  
今回については、抽出担当委員が欠席されておりますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 今回の案件抽出方針を、抽出担当委員からいただいております。5件抽出していただき、抽出案件と抽出理由については、1件目が「令和元年度 亙理町評価替に伴う標準宅地の不動産鑑定評価業務」。抽出理由は、落札率が25.72%で落札されている。基準以下のため不落となるケースがある中で、非常に低い落札率となっているという理由です。2件目が「平成31年度 公共ゾーン敷地造成工事」。抽出理由は、申込数14、応札数14と一般競争入札において最多の参加者数であるという理由です。3件目が「令和元年度 荒浜雨水ポンプ場 自動除塵機設置工事」。抽出理由が、一般競争入札において、辞退者が発生している案件のうち、多額の案件という理由です。4件目が「令和元年度 (復交) 割山採取場盛土材切崩業務委託」。抽出理由が、最多指名数の13者という理由です。5件目が「令和元年度 (社総交) 橋梁定期点検業務委託」。抽出理由が、随契における最高値案件という理由です。

① 令和元年度 亶理町評価替に伴う標準宅地の不動産鑑定評価業務

入札方式：指名競争入札（予定価格を公表していない）  
工事種別：業務委託  
入札通知：令和元年 8月29日  
入札開札：令和元年 9月 6日  
入札参加業者数：7者（うち辞退業者1者）  
予定価格（税込）：11,292,600円  
契約金額（税込）：2,904,000円（落札率：25.72%）

---

---

委員会 それでは、1件目「令和元年度 亶理町評価替に伴う標準宅地の不動産鑑定評価業務」について審議に入りたいと思います。

委員会 今日は抽出担当委員が欠席ということですが、通常、抽出担当委員がこの会をリードしていただかなくてはならない。抽出案件に対して一番疑問を持っている、検討しているという立場の方が抽出担当委員ですので、日程調整の段階で考慮していただき、抽出担当委員のご都合を優先していただきたいと思います。

事務局 次回以降、できるだけ5人がお揃いになる中で開催できるようにします。

委員会 ご指摘いただいたことは非常に重要なこととなりますので、抽出担当委員の参加を最優先にさせていただいて、会を開催するというにさせていただきますと思います。それでは、1件目の抽出案件について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 件名が、令和元年度 亶理町評価替に伴う標準宅地の不動産鑑定評価業務。  
概要につきましては、令和3年度固定資産税評価替に伴う標準宅地（177地点）の令和2年1月1日時点鑑定評価業務で、鑑定評価方針策定、鑑定評価方式適用、鑑定価格一覧表作成、鑑定評価書作成となっております。  
入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、亶理町建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、委託の参加資格認定を受けており、同業種における事業実績のある業者を選定しております。  
指名者数7者、うち入札者数6者、辞退者数1者、予定価格11,292,600円、契約金額2,904,000円、落札率25.72%となっております。

委員会 入札結果表とあわせてご覧になり、ご質問等がありましたらお願いします。

委員会 予定価格の1,129万円はどうやって決めたのですか。

説明員 3者から参考見積を徴収し、真ん中の金額を採用しました。

委員会 見積を徴収したところは、入札業者の中に入っていますか。

説明員 全て入っております。

委員会 見積段階では高く見積し、入札で安く入れてきたということですね。

委員会 落札業者は、その3者の中に入っていますか。

- 説明員 入っています。
- 委員会 その3者と、それ以外の業者とでは情報量が違ってくるといった問題が生じますよね。そうすると、公正な競争ができるのかということが問題になるかと思いますが、事務局としては致し方ないと考えているのでしょうか。
- 説明員 宮城県の不動産鑑定士協会に所属しており、県内の地域を五つの分科会に分けていますが、亘理町が該当する仙南の分科会に所属する不動産鑑定士協会を指定しているんですが、仙南の分科会に所属しているところについては、不動産鑑定士協会からある程度統一した考え方が決まっているということで、どちらをとっても同じかなと思っておりました。
- 委員会 考え方としては、むしろ対象にならない仙南地区じゃないところに算定してもらう方がいいのではないですか。入札価格に大きな開きが見られるので、この違いの大きさはどうして出てくるのかという疑問が出てきます。
- 委員会 その辺、290万円で大丈夫なのかという調査をしていますか。
- 説明員 適正な時価を土地の評価等に反映させるために3年に1度は振り直す業務であり、落札業者については、前回の評価替に伴う不動産鑑定評価業務についての契約業者であり、土地の状況の把握や作業手順、作業効率等を行っているので、大きく下がっているのかなと感じております。
- 委員会 そこにも情報量の差が出てきてしまうという問題も生じますよね。そういう実態があることを前提として、なるべく公正な競争を促進するという観点から、なんらかの改善すべき点はないですか。
- 説明員 もう少し多くの業者から見積を徴収し、その平均とか、もう少し下の価格を設定したらいいのかなと考えております。
- 委員会 3者という限られた範囲内だと余計に情報量の差があり、公正が阻害される可能性が高くなると思います。対象を広くとるとか、次回以降は検討して、より良い制度にしていればと思います。
- 委員会 見積段階の金額と、入札の金額が全然違うというのも問題ですよね。歯止めというか、ペナルティを設定した方がいいと思いますが難しいですね。
- 委員会 予定価格との乖離があまりにも大きいので、予定価格の設定の仕方が適切だったのかということが問題になってくると思います。予定価格の適正化という問題も含めて、見積を徴収する業者の数を増やすなり検討していただけたらと思います。
- 説明員 次回、そのように対処したいと思います。
- 委員会 今の件だと、3年に1度同一の業務が出てきますよね。予定価格を設定する時に、その時の、その年の、その業務の見積だけで設定するのか、3年前の実際に契約された金額を参考として使うことはできないのですか。
- 説明員 前回の価格を基にしてという考えもありますが、その価格を出した業者が応札してこない



場合も考えられるので、平均をとり適正価格に近い設計価格としておりました。今後は、前回も含めて検討していきたいと考えております。

委員会 地点数1箇所あたり大体いくらというものが決まっているというか、参考になる数値があるように思います。

委員会 評価替の場合は、地価とかで決まってくるよ。一定程度、合理的な額というのはできそうに思います。

委員会 初めての業務なら難しいと思いますが、前例がある業務なので、ご検討いただければと思います。

委員会 抽出理由に基準以下のため不落というのがありますが、これには基準はないのですか。

委員会 建設工事の場合は最低制限価格がありますが、委託の場合はありません。

説明員 落札業者については、宮城県内で分かれている仙南分科会に入っていますが、他の分科会にまわっていくということもありますので、落札業者が残る可能性は必ずしも100%ではありません。

委員会 安く入れていただくのは町にとってはメリットではありますが、業者が固まっているのは問題も出てくることになりそうですね。

委員会 その他、よろしいですか。2番目の案件の審議に入りたいと思います。

---

---

## ② 平成31年度 公共ゾーン敷地造成工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格を公表している）

工事種別：土木一式工事

入札公告：平成31年 4月25日

入札開札：令和 元年 5月24日

入札参加業者数：14者（うち辞退業者0者）

予定価格（税込）：55,024,200円

契約金額（税込）：40,491,000円（落札率：73.59%）

---

---

委員会 2件目は「平成31年度 公共ゾーン敷地造成工事」ということですが、これについて事務局の方から説明をお願いします。

事務局 件名が、平成31年度 公共ゾーン敷地造成工事。  
概要につきましては、敷地造成37,535㎡、土工が掘削10,400㎡、路床盛土（流用土）10,400㎡、路床盛土（山ズリ）5,900㎡、法面整形工が盛土法面1,370㎡、切土法面40㎡、張芝工が張芝（高麗芝）1,410㎡となっております。  
入札参加資格につきましては、平成31・32年度亘理町建設工事入札参加資格者名簿（登録部門：土木一式工事）に登載されている者で、宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について建設業の許可を受けてい

る者であり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、土木一式工事について総合評定値700点以上の者であることとしております。  
入札参加者数14者、予定価格55,024,200円、契約金額40,491,000円、落札率73.59%となっております。

- 委員会 それでは、この案件について委員からご質問がございましたらお願いします。
- 委員会 14者ということで、かなり多くの入札者がいたということで抽出されていますが、応札者が14者あった理由はどういうことが考えられますか。
- 説明員 一般競争なので公募の形をとっていますので、あくまで想定ですが、町内業者13者と、公共ゾーンの役場庁舎の周りの開発区に伴う工事ということで、その内の工事の案件で町外からも工事施工を請け負っている業者もあり、そういった町外の公共ゾーン内の実績のある業者も加わった件数と考えています。
- 委員会 失格が3者ありますが、どういう理由ですか。
- 説明員 最低制限価格を下回ったため失格です。
- 委員会 工事内容としては、やり易い、利益を上げやすいという要因もありますか。
- 説明員 工事の内容については、敷地の造成ということで、メインは土を動かす仕事であり、公共用地内に置いてあった土を各敷地に運搬して盛土を行い、法面整形して張芝をするという難しい工種のない工事なので、施工的にやり易いということでこういった参加者になったと思います。
- 委員会 700点以上の者が参加条件になっていますが、700点以上の業者は全部参加できるわけですよね。
- 事務局 700点以上であれば参加できます。
- 委員会 700点という点数ですが、通常業務をやっていれば達成できるような得点ですか。
- 事務局 通常業務を行っていれば700点はクリアできるものという目安だと思います。
- 委員会 最低制限価格を引き上げたという話もありましたが、最低制限価格を下回っているのが3者ということは、低く設定されすぎということはないですか。
- 事務局 最低制限価格を引き上げたのは10月1日からであり、これは5月26日の入札なので前の最低制限価格でした。
- 委員会 これもどこか見積をとって設定するのですか。
- 事務局 宮城県の標準の歩掛りがあり、そちらで積算をして予定価格を決定していますので、見積等は徴収していません。
- 委員長 その他、ございませんか。

③ 令和元年度 荒浜雨水ポンプ場 自動除塵機設置工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格を公表している）  
工事種別：機械器具設置工事  
入札公告：令和元年 6月27日  
入札開札：令和元年 7月19日  
入札参加業者数：3者（うち辞退業者1者）  
予定価格（税込）：314,656,100円  
契約金額（税込）：295,900,000円（落札率：94.04%）

委員会 次に、3件目になります「令和元年度 荒浜雨水ポンプ場 自動除塵機設置工事」。これについて、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 件名が、令和元年度 荒浜雨水ポンプ場 自動除塵機設置工事。  
概要につきましては、自動除塵機設置工事で、機械設備工事が細目自動除塵機設置3台、しさをコンベア設置1台、自動除塵機点検架台設置1式、電気設備工事が沈砂池・ポンプ補機設備コントロールセンター機能増設1式、沈砂池・ポンプ補機設備補助継電器盤機能増設1式、ポンプ設備補助継電器盤機能増設1面、3・4号自動除塵機現場操作盤設置1面、5・6号自動除塵機現場操作盤設置1面、しさをコンベア現場操作盤設置1面、土木施設工事が土留め工（H形鋼打込み）7本、地下水位低下工（ウェルポイント）1箇所、しさをピット築造工1式、既設撤去工（構造物取壊し）2.1㎡となっております。  
入札参加資格につきましては、平成31・32年度亙理町建設工事入札参加資格者名簿（登録部門：機械器具設置工事）に登載されている者で、宮城県内に本店・支店・営業所を有する事業者で、建設業法による機械器具設置工事について建設業の許可を受けている者であり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、機械器具設置工事について総合評定値1,000点以上の者であることとしております。  
入札参加者数3者で、うち入札者数2者、辞退者数1者、予定価格314,656,100円、契約金額295,900,000円、落札率94.04%となっております。

委員会 この案件について委員の方からご質問等がございましたらお願いします。

委員会 抽出理由として辞退者が出ているということですが、辞退理由はわかりますか。

説明員 予定価格の範囲内で入札が困難なためという理由で辞退届が提出されております。

委員会 既にある機械の設備に増設するとか、機能を付け加えるという内容だと思いますが、そういうことができる、入札参加資格の有る会社の数は十分あるのですか。

説明員 大きな設備なので限られてくるとは思います。

委員会 あまり多くないとすると、地域要件を広く捉えるやり方があると思いますが、宮城県内に本店・支店・営業所を有する事業者に限定したのはどういう理由ですか。

説明員 今回のような機械を設置できる業者となると大企業になってきてしまいますが、営業活動があったところを見ると宮城県に支店等がありましたのでそうしました。

- 委員会 入札価格を見ると、2者応札の形ですごく近いうえに、落札率も併せて見ると談合が疑われないかなという気がします。
- 委員会 見積で予定価格を決めたということですが、入札があった2者からとったのですか。
- 説明員 入札があった業者も含まれておりますし、辞退した業者と、他2者の4者です。
- 委員会 入札があった業者は、比較の見積と近い金額で入札してきているのですか。
- 説明員 入札に参加している業者は特約店であり、直接見積をとったわけではないので把握はしておりません。
- 委員会 高い落札率になった理由は、どういうことが考えられますか。
- 説明員 それぞれ見積をとったんですが、一番割合が大きいのが機械になりまして、4者からとった見積の最低単価を採用しております。設計金額は最低単価を採用しているもので、ギリギリになるような格好になったのではと考えております。
- 委員会 機械には歩掛りはないですね。
- 説明員 設置の歩掛りはありますが、機械に関しては前年度に設計委託を発注しており、荒浜ポンプ場の地域性や経済性といった部分から比較考慮し、このタイプの機械というものを決定して、仕様を各社に渡して見積を出していただいております。
- 委員会 その見積価格は4者に提示するのですか。
- 説明員 どの見積を採用したかというのは公表しておりませんので、積算していただき、予定価格範囲内で工事ができるか判断していただくこととなります。
- 委員会 なにかご質問等ございませんか。

---



---

#### ④ 令和元年度 (復交) 割山採取場盛土材切崩業務委託

入札方式 : 指名競争入札 (予定価格を公表していない)

工事種別 : 役務の提供 施設管理

入札通知 : 令和 元年 5月30日

入札開札 : 令和 元年 6月 7日

入札参加業者数 : 13者 (うち辞退業者2者)

予定価格 (税込) : 12,379,400円

契約金額 (税込) : 9,680,000円 (落札率 : 78.19%)

---



---

委員会 4件目の事案ということになります。「令和元年度 (復交) 割山採取場盛土材切崩業務委託」。これについて、説明を事務局の方からお願いします。

事務局 件名が、令和元年度 (復交) 割山採取場盛土材切崩業務委託。  
概要につきましては、盛土材切崩業務1式で、土工がブル掘削盛土20,000m<sup>3</sup>、防塵工

が散水車運転1式となっております。

入札参加資格設定の経緯及び理由についてですが、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、役務の提供の参加資格認定を受けており、同業種における事業実績のある業者を選定しております。

指名者数13者で、うち入札者数11者、辞退者数2者、予定価格12,379,400円、契約金額9,680,000円、落札率78.19%となっております。

委員会 4件目の案件について、委員の方から質問等ありましたらお願いします。

委員会 指名者数が13者で多かったということですが、多くなった理由と、2者辞退が出ていますが、辞退理由を説明をお願いします。

説明員 業務委託になるのですが、町が持っている割山採取場という山を削って盛土材を発送する事務になります。業務委託とはいえ重機を使って山を切り崩しますので、町内全部の役務の提供の業種で登録している業者を選定しております。それと、町外業者の1者については、名取市より南の近隣市町村で登録がある町外業者を全部選定しております。辞退理由については、2者とも当該業務に対応する技術者又は作業員の確保が困難な為という理由になっております。

委員会 入札金額に結構ばらつきがある原因はなんですか。

説明員 こちらの業務委託に関しては、重機等の運転と、積算についてはできるのですが、経費の歩掛りはありませんので、町内の特定建設業を持っている業者から経費に係る見積をもらい、その見積のあまりにも外れたところの値を除いた一番安い価格の経費を選定し、積算を積んでおります。そういったことから、業者によってばらつきが生じたと思います。

委員会 見積をとったのは何者ですか。

説明員 特定建設業を持っている町内12者からとりました。

委員会 予定価格は公表していないんですよね。

説明員 業務委託になるので公表はしておりません。

委員会 それは、こういうふうにより業者によって大きく金額が違ってくる原因になりませんか。

説明員 自社で山を持っており、碎石の販売等をしている会社がこの中には数社あり、そういった会社ですと山の中での運営の仕方というノウハウを持っていますので、経費の抑え方等の面で差が出てきます。

委員会 その他ございませんか。

---

---

⑤ 令和元年度 (社総交) 橋梁定期点検業務委託

入札方式 : 随意契約 (予定価格を公表していない)

業種 : 業務委託

入札通知 : 令和元年 6月 6日

入札開札：令和元年 6月14日  
入札参加業者数：1者（うち辞退業者0者）  
予定価格（税込）：28,439,400円  
契約金額（税込）：26,950,000円（落札率：94.76%）

---

---

委員会 最後になりますけれども、「令和元年度（社総交）橋梁定期点検業務委託」。これについて、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

事務局 件名が、令和元年度（社総交）橋梁定期点検業務委託。  
概要につきましては、橋梁定期点検169橋で、現地踏査169橋、定期点検172径間、点検調書作成172径間、報告書作成169橋となっております。  
随意契約の理由及び業者選定理由につきましては、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、役務の提供の参加資格認定を受けており、同業種における事業実績のある業者を選定。随意契約の理由としましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの。）の規定により随意契約としております。  
指名者数1者、予定価格28,439,400円、契約金額26,950,000円、落札率94.76%となっております。

委員会 この件について、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

委員会 随意契約の理由の例述の要件の中で、本件は普通地方公共団体が必要とする物品の種類ということですか。点検ですから、その他の契約でその性質又は目的がということになるのですか。

説明員 その他の目的が競争入札に適しないものというところに該当するという捉え方です。

委員会 性質又は目的が競争入札に適しないということになると、かなり抽象的ですね。むしろ、注釈の、本業務は、道路管理者に義務付けられた5年毎の橋梁の定期点検であり、点検・診断の結果を蓄積し、点検・診断結果の統一性の確保を図るところが本当の理由なのかなと思います。

説明員 注釈のところを本来の理由と考えており、マッチするところとして地方自治法の方を理解するというふうに解釈しております。

委員会 これが理由だとすると、施行令の規定に合致しますと言えますか。

説明員 他に随意契約する理由としては、この法定点検が平成26年度に道路法が改定されたことを受け、道路管理者に5年に1度点検するように義務化されております。平成26年度から始まったものですので、手探りなどところもありながら事務を進めております。随意契約をしている業者については、県内ほぼ全ての自治体の点検を請け負っているの、安定的に見ていただき、判定結果にばらつきがなくなるというところが一番期待しております。

委員会 そういうやり方の方が自治体の負担が少なくなると思いますが、独占企業のようになっているのではないかと思います。こういう業種について点検検査等を行う業者はどれくらいありますか。

- 説明員 営業活動に来ているところだけだと5者、その中で他の自治体の事例等を見ると2者から3者くらいになるのかなと思います。
- 委員会 この選定理由で、この業務を同じ業者に委託することになると、ずっと同じ業者と随意契約という形で業務を委託することになっていくと思います。そうすると、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の観点から言うと、公正な競争の促進という意味では、固定化して独占的に行われているということなので、そういう問題が生じているという意識はありますか。
- 説明員 同じ業者でないと必ずしもダメということではなく、点検ができる業者がいないわけではない状態になっております。ただ、5年間というスパンの中で、途中で業者を変えるということはあまり良くなく、点検に合わせて点検結果を基に長寿命化計画を作成しているの、極力同じ流れで進むことの方が大事なのかなと考えております。まだ初回点検の1サイクルが終わり、今年度から2巡目の点検が始まったところですので、2巡目で色々確認しながら次のサイクルの時には違う業者に点検をしてもらおうセカンドオピニオンのような考え方もありますので、そういった意味では検討する必要があると思っております。
- 委員会 橋梁の定期点検が169橋ということですが、亶理町にある定期点検の対象になる橋梁が全部で169橋になるということですか。
- 説明員 これは単年の話になりまして、5年間で均等な額になるように平準化を行っておりますので、町内で点検対象になるのは約340橋です。
- 委員会 そうすると、毎年この業者が点検を行うのですね。毎年、定期点検を35市町村中34市町村行うのですから、ほとんど独占というような状態とも見受けられます。公益社団法人ということですが、問題になるのが都道府県や市町村の外郭団体としてこういう団体をおき、業務委託して維持する。また、そこの職員が元々県や市町村の職員だった方の天下り先になっているという批判も従来からありましたので、そういう観点から見た場合にすごく問題かなと思います。この公益社団法人の設立の経緯はわかりますか。
- 説明員 全国各地で似たような経緯で設立されたところがあり、発出は県内の市町村が出資した形です。県内の技術者、土木技術者の知識向上であるとか、土木関係の技術者がいないところに対して積算の代行や監督の代わりを行うということを仕事として引き受けています。また、研修生として各市町村から受け入れたりもしております。
- 委員会 自治体とは非常に密接な関係にあるということですね。
- 説明員 設立の経緯が市町村出資によるところではありますので。ただ、公益社団法人になった時点で出資金は返ってきておりますので、繋がりは切れてるのかなと思います。
- 委員会 今も技術指導という形で職員の方が行ったり、研修をしたりしているのですか。
- 説明員 亶理町としては職員の派遣は行っておりませんが、他の市町村で出向のような形で行っているところはあると聞いております。
- 委員会 そうだとすると、このような形で行っていくと、競争性というものが働かなくなる危惧がありますが、それに対して何らかの方策を考えていますか。

説明員 5年サイクルになっていますので、次の5年が始まるタイミング等で検討・検証が必要になってくると思います。スタートした時点では、点検費用等、価格面で有利な状態であったというところでは。

委員会 一般競争入札をやったそれがわかったということであれば今の話もわかりますが、そういったことがなく随意契約でやってきたということであれば、本当にそうなのかということにはわかりませんよね。だからこそ、公正な競争性を促進しようということが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の中でうたわれていると思います。今の在り方についてはどうなのかなと疑問を感じます。

委員会 落札率94.76%の金額はどうなんですか。

委員会 随意契約だと、当然非常に高くなります。

委員会 一応、予定価格を下回る金額でくるということですね。

事務局 不落だと3回入札できますが、3回目でも予定価格を上回っている場合は失格になり、その入札は成立しなかったことになり、再度入札する形になります。

委員会 随意契約の場合は、そういうことがほとんどないような気がしていましたが、そんなことはないのですか。

事務局 随意契約で、1回目で落ちなくて2回目、3回目といくケースは結構多いです。

委員会 その場合、業者と互理町との話し合いによって折り合いをつけていく形をとるので随意契約なんじゃないんですか。

事務局 最終的には、3回目の入札結果で予定価格にある程度近い時は、4回目の入札をするように定めていますが、3回目でも離れている場合もあり、その場合はその時点で失格となり、もう一度指名や公告からやり直す形をとっています。

委員会 随意契約の場合、そういうケースはほとんどないのではないかと思います、実際にはどうですか。

事務局 実際は、3回あれば落ちてる状況です。3回目で落ちたり、2回目で落ちたりしています。

事務局 過去には、予定価格以下に収まってなかったのが、不調になったケースもありました。

委員会 点検結果ごとにどういうふうにするのかという修繕計画や、長寿命化計画というのも、業務は違いますが同じ業者が行っていますよね。実際のところ、別の業務をする時に、点検の知識や専門的な状況の把握等ということ抜きに、次の業務ができるのかといわれると、多分できないと思われます。そうなると、これらの業務をどの範囲でくくるのか、纏め方によってできる業者が限られてしまうというような問題があるのか確認していただいた方がいいと思います。ただ、この点検の制度が6年前にできて始まったところですので、どういう基準が国から示されるかというようなことも、きちんと固まっていないようなところで業務しないといけないようなところもあると思います。ですので、2巡目から後の時に、関連する業務が別にあるのなら、その業務の分け方自体がいいのかどうかということも考慮



して、検討していただいた方がいいのかなと思います。

委員会 その他、ございませんでしょうか。  
それでは、1から5までの案件について審議させていただきましたが、これから入札監視委員だけで本日の審議結果について意見具申等を行うか協議させていただきたいと思います。

～ 別室で委員のみで審議、意見具申等について協議 ～

委員会 お待たせして申し訳ございませんでした。それでは、本日の審議結果についてお話させていただきます。

今回は、入札監視委員会、我々が行ってきた、あるいは指摘してきたことに対して、職員の方々が一生懸命取り組みしてくださっているということが非常にわかって、大変嬉しく思います。本日の審議の結果ですが、特に意見の具申という形ではありませんが、2点ほど今後改善して欲しいと思っていることがあります。

第1点目ですが、第1の案件です。不動産の鑑定評価業務に関して、審議の中でもありましたが、予定価格と契約金額がかなり離れているということが問題にありました。その大きな原因が、見積をしてもらった業者の数が少ないということが影響しているのではないかとということになりました。今後、見積をしてもらった業者を増やすといった形にして、なるべく予定価格と契約金額に大きな乖離が生じない様な努力をしていただきたいと思います。

第2点目ですが、抽出事案の5の橋梁の定期点検業務に関してです。すでにこの場で色々な問題点、とりわけ公正な競争の促進という観点からすると、今のやり方というのは問題があるのではないかとこのことを指摘させていただきました。ただ、この制度自体が、まだ始まって時間も経っていないので、現時点ではこういう方法でやらざるを得ない、互理町の方、あるいは市町村の立場もあってこういう現状があるのかなと考えます。今すぐというわけにはいかないと思いますが、公正な競争の促進という観点から、今後、こういう業務の委託を積み重ねることにより、将来的には特定の業者に全て委託するという形ではなく、競争性を確保できるような制度というか入札のあり方、契約の仕方というものにもっていただきたいと思います。

以上、この2点になります。委員の方が付け加えることがあればお願いします。よろしいですか。

#### (4. 次回抽出者の確認)

委員会 次回の抽出者の確認ということですが、抽出者については第1回目の会議の時に五十音順で決めるということになっております。阿部委員には大変申し訳ないのですが、次の抽出委員になって、抽出の方、よろしくをお願いします。

次回抽出者の確認も終了しましたので、事務局の方にお渡しします。

#### (5. その他)

事務局 次第の5番、その他ということで何かございますか。よろしいですか。

#### (6. 閉 会)

事務局 次回の第7回入札監視委員会ですが、7月頃の開催を予定しております。メール等で日程等調整をさせていただいて開催日を決定させていただきたいと思います。以上で、第6回互理町入札監視委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上